

重要事項説明書

目 次

- 第1条 (事業者)
- 第2条 (事業所の概要)
- 第3条 (事業実施地域及び営業時間)
- 第4条 (職員の配置状況)
- 第5条 (当事業所が提供するサービス内容)
- 第6条 (利用料金)
- 第7条 (利用の中止、変更、追加)
- 第8条 (衛生管理等)
- 第9条 (苦情の受付について)
- 第10条 (緊急時における対応方法)
- 第11条 (非常災害の対応)
- 第12条 (事故発生時等における対応方法)
- 第13条 (秘密保持、個人情報利用方法)
- 第14条 (虐待の防止について)
- 第15条(身体拘束について)
- 第16条(業務継続計画の策定等)
- 第17条(その他運営に関する留意事項)
- 第18条(第三者評価について)

医療法人 宜野湾整形外科医院

(介護予防)通所リハビリテーションまえはら

1. 事業者

- (1) 事業者名 医療法人 宜野湾整形外科医院
(2) 法人所在地 沖縄県宜野湾市真栄原3丁目7番7号
(3) 電話番号 (098) 897-1891
(4) 代表者氏名 福 嶺 紀 明

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション
沖縄県指定番号 第 4710510480 号
- (2) 事業所の目的 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サービス従事者が要介護状態にある利用者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供します。
- (3) 事業所の名称 通所リハビリテーション まえはら
- (4) 事業所の所在地 沖縄県宜野湾市真栄原3-7-7
- (5) 電話番号 (098) 897-3239 携帯：080-6489-2141
FAX番号 (098) 897-3239
M a i l maehara2141@icloud.com
- (6) 当事業所の運営方針 当事業所のサービス従事者は、介護状態等の心身の特性を踏まえ利用者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように援助し、さらに利用者の社会的孤独感の解消、心身機能の維持回復を図ります。
- (7) 開設年月日 令和3年4月1日
- (8) 利用定員 全体 60人 (1日型と半日型の割合は曜日によって変動します。)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業の実施地域
宜野湾市とします。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ※土曜日は1日型6h～7hのみ 祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は休業
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	<半日型> 午前の部 9:00～11:30 (1単位目) 午後の部 14:00～16:30 (2単位目) <1日型> 食事・入浴あり 6時間以上7時間未満 9:30～15:35 7時間以上8時間未満 9:30～16:35

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職 員 数
1. 管理者	1名
2. 医師	1名
2. 理学療法士	3名
3. 介護職員	12名

5. 当事業所が提供するサービス内容

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、医師、理学療法等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画書及び介護予防通所リハビリテーション計画書に基づいて、理学療法その他必要なりハビリテーションを行う。

6. 利用料金

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用料の額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額をお支払い下さい。

<通所リハビリテーション利用料金（通常規模）> *2割・3割負担の場合は2倍・3倍となります。

		介護度	*1割
基本料金	①2時間以上 3時間未満	要介護1	383円/日
		要介護2	439円/日
		要介護3	498円/日
		要介護4	555円/日
		要介護5	612円/日
	②6時間以上 7時間未満	要介護1	715円/日
		要介護2	850円/日
		要介護3	981円/日
		要介護4	1137円/日
		要介護5	1290円/日
	③7時間以上 8時間未満	要介護1	762円/日
		要介護2	903円/日
		要介護3	1046円/日
		要介護4	1215円/日
		要介護5	1379円/日
短期集中個別リハビリ加算		110円/日（退院後、認定日より3ヶ月間）	
通所リハマネジメント加算 A14		593円/月（※7ヶ月目以降273点）	

サービス提供体制加算	6円/日
入浴介助加算Ⅱ	60円/日 ※1日サービスのみ
リハビリテーション提供体制加算	①24円/日(6時間以上7時間未満) ②28円/日(7時間以上8時間未満)
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	6.6%

<介護予防通所リハビリテーション利用料金（1月につき）>

	*1割
要支援1	2268円/月
要支援2	4428円/月
サービス提供体制加算Ⅲ <要支援1>	24円/月
サービス提供体制加算Ⅲ <要支援2>	48円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	6.6%

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、基本利用料を書面でお知らせします。

<介護保険の給付対象とならないサービス>

①昼食代： 500円/1食

利用予定前日の14時までにキャンセルの連絡がない場合は、ご負担いただきます。

②飲料水・黒糖・消毒液等の消耗品： 100円/月

③レクリエーション、クラブ活動費

ご契約者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動費に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に必要とする費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる諸費用実費。

<利用料金のお支払い方法>

毎月、10日以降に前月分のご請求をいたしますので、末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

(1) 金融機関口座からの自動引落し（自動振替）

ご利用できる金融機関 沖縄銀行、琉球銀行、海邦銀行、JA（農協）、コザ信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行

引落日は、請求書発行月の21日

引落し手数料につきましては無料（事業所負担）となっております。

(2) 当事業所の指定口座へお振込

振込手数料は、利用者負担となります。

7. 利用の中止、変更、追加

(1) 利用の中止

利用予定日の前に、ご契約者の都合により通所リハビリテーションの利用を中止または変更する場合には、サービスの3日前までに事業所の方にご連絡下さい。

(2) 利用の変更、追加

利用の変更、追加の申し出については、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合があります。この場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議を行います。

※サービス利用の追加の場合は、通所リハビリテーション計画作成者（ケアプラン作成事業所）に連絡をし、サービス利用が可能かどうかを確認の上ご連絡下さい。

8. 衛生管理等

(1) 指定通所リハビリテーションの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

9. 苦情の受付について

1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 通所リハビリテーション管理者

○受付時間 月曜日～金曜日（9：00～17：00）但し、祝祭日、年末年始を除く

○電話番号 098-897-1891

2) 行政機関、その他苦情受付機関

宜野湾市役所 介護長寿課	所在地 電話番号 受付時間	宜野湾市野嵩1-1-1 (098) 893-4411 (代表) 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX 受付時間	那覇市西3丁目14番18号(国保会館) (098) 863-2321 (098) 867-6758 9:00～17:00

沖縄県社会福祉協議会	所在地	那覇市首里石嶺町4丁目373-1 沖縄県総合福祉センター内
	電話番号	(098) 887-2000 (代表)
	FAX	(098) 887-2024
	受付時間	9:00~17:00

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族に報告します。

11. 非常災害の対応

非常災害に備えるため、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

12. 事故発生時等における対応方法

当事業所が利用者に対して行う通所リハビリテーションの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った通所リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。サービス提供に当たる従業者は、通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、事故等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、家族に報告するものとします。尚、救急搬送等を伴う事項が発生した場合、当事者以外の利用者様においてはリハビリ内容に変更が生じるためご了承ください。

13. 秘密保持、個人情報利用方法

1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様です。

利用者又はその家族の個人情報の取り扱いに万全の体制で取り組み全職員に周知徹底します。

2) 事業所は利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書により同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又は御家族の個人情報を用いることができるものとします。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる

ものとする)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- 2) 虐待防止のための指針の整備を行います。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施を行います。
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者：通所リハビリテーションまえはら (窓口：与那 亮太)

15. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- 1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- 2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- 3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

責任者：通所リハビリテーションまえはら (窓口：富山 真奈美)

16. 業務継続計画の策定等

- 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

17. その他運営に関する留意事項

- 1) 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備します。

採用時研修： 採用後3ヶ月以内 継続研修： 年1回

2) 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

3) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 医療法人 宜野湾整形外科医院 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

18. 第三者評価について

第三者評価については、実施していません。

附則

この規定は、令和4年10月1日から施行します

この規定は、令和6年6月1日から施行します